

覚せい剤原料研究者指定証再交付申請書

覚せい剤取締法第30条の5において準用する同法第11条第1項の規定により、覚せい剤原料研究者の指定証の再交付を申請します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名 ㊟

千 葉 県 知 事 様

指定証の番号		第 号	指定年月日	年 月 日
研 究 所	所 在 地			
	名 称			
再交付申請の事由及びその事由の発生日		平成 年 月 日		

担当者名 _____
電話番号 _____